

介護予防促進のため65歳以上の方に

補聴器の
調子はどう？

とても
いいわ

外に出て、
人とお話し
したい！

補聴器の 購入費を助成します

不便なく
生活したい！

助成額上限
2万円
(1人1回まで)

対象者（1～6すべてに該当する方）

- 1 介護予防事業等への参加とアンケートへの回答ができる方
- 2 市内在住の方（施設への入所者は対象外）
- 3 補聴器を使う必要があると、医師から証明が得られる方
- 4 身体障害者手帳（聴覚障害）を交付されていない方
又は交付対象でない方
- 5 65歳以上の方（今年度65歳になる人を含む）
- 6 市民税が非課税の方

音楽に合わせて
楽しく体操…



注意 事項

必ず補聴器を購入する前に申請してください。
すでに購入されたものについては助成の対象となりません
のでご注意ください。補聴器購入費以外（集音器や付属品
のみ、修理やメンテナンス等）の費用は、助成対象外です。

申請の流れ、申請書類の
提出先は裏面をご覧ください

手続きの流れ

〈申請前に…〉

- 聞こえの状態について、医療機関（耳鼻咽喉科）を一度も受診したことがない方や受診から数年経過している方は、申請前に一度受診することをお勧めします。
- 受診することで、難聴の原因を確認し、今後の対応に必要な情報を得ることができます。例えば、治療により改善したり、状況によっては身体障害者手帳の交付対象になる可能性もあります。

1 申請書 提出

申請書を市ホームページ又は、下記配布場所で取得してください。

配布場所：市役所（各高齢・障害者相談課、各福祉相談センター）、
各地域包括支援センター

※転入により相模原市に税情報がない方は、非課税証明書の提出が必要です。

→審査後、条件を満たしている方へ市から医師意見書を郵送します。



2 受診 & 医師 意見書 提出

郵送された「医師意見書」を持って、
医療機関（耳鼻咽喉科）を受診してください。

補聴器の購入が必要と判断された場合、医師意見書を作成してもらってください。

※受診料、検査料、文書料（医師意見書作成料）等は自己負担です。

※受診の結果、助成の対象とならない場合があります。

→審査後、補聴器の購入が必要であることを確認できた場合は、
申請者に市から決定通知書、請求書を郵送します。



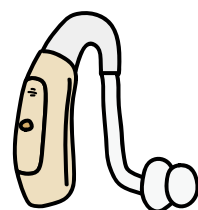
3 購入

補聴器販売店にて補聴器を購入してください。

郵送された決定通知書、請求書を持参し、

補聴器販売店で補聴器（管理医療機器）を購入してください。

購入する際に、補聴器販売店に領収書を作成してもらってください。



4 請求書 提出

請求書を提出してください。

郵送された請求書に領収書等を添えて提出してください。

→審査後、条件を満たしている場合は、市が指定口座に助成金を振り込みます。

補聴器を装用した聞こえの状態に慣れたら

市、又は各地域包括支援センターが案内する
介護予防事業等に参加してみましょう！



申請書の 提出先

持参の場合：各地域包括支援センター、（緑・中央・南）高齢・障害者相談課（高齢福祉班）、
津久井高齢・障害者相談課（地域・高齢福祉班）、各福祉相談センター

郵送の場合：高齢・障害者支援課（〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15）